（様式15）

|  |
| --- |
| 支払賃金に関する提案書 |

本案件の履行場所における従事者（予定者を含む。）に対する履行期間中の支払賃金（時間額）は、

A．大阪府の最低賃金額（時間額）の　1.1倍以上　にします。

B．大阪府の最低賃金額（時間額）の　1.2倍以上　にします。

C．大阪府の最低賃金額（時間額）の　1.3倍以上　にします。

D.　A、B、Cのいずれにも該当しません。

【注】大阪府の最低賃金額（時間額）とは、履行期間中に改正された場合においては改正後の大阪府の最低賃金額（時間額）を言います。

上記支払賃金（時間額）には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当等は含まれません。

**（記入上の注意）**

1. **Ａ、Ｂ、C、Dいずれか該当する方に○を付けてください。**
2. **評価の対象者は本案件の履行場所における従事者及び予定者、並びに対象基準日までに新規雇用する就職困難者等です。**